

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく事後開示書面)

株式会社ウエルディッシュ

2025 年 7 月 31 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区白金台五丁目 18 番 9 号
株式会社ウエルディッシュ
代 表 取 締 役 小松 周平

株式会社ウエルディッシュ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社メディアート（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2025 年 6 月 26 日付で提携した吸収合併契約に基づき、2025 年 7 月 31 日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件合併が効力を生じた日

本件合併は、2025 年 7 月 31 日に効力が生じております。

2. 消滅会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

消滅会社に対して、会社法第 7 8 4 条の 2 第 1 項に基づく差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

消滅会社に対して、会社法第 7 8 5 条第 1 項に基づく株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 新株予約権買取請求権

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

(4) 債権者異議手続

消滅会社は、会社法第 7 8 9 条に基づき、2025 年 6 月 27 日付の官報により本件合併に対する異議申述の公告を行いました。が、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はおりませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

(1) 吸収合併の差止請求

本件合併は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(3) 債権者異議手続

存続会社は、会社法第 7 9 9 条に基づき、2025 年 6 月 27 日に電子公告をもって、本件合併に対する異議申述の広告を行いました。が、異議申述期限までに異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 本件合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日である 2025 年 7 月 31 日をもって、消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の義務を吸収合併契約の定めに従って承継しました。

5. 本件合併に関して消滅会社が事前に備えおいた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本件合併に係る変更登記を行った日

効力発生日である 2025 年 7 月 31 日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。

7. その他本件合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

株式会社ウエルディッシュ

株式会社メディアート

2025 年 6 月 27 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区白金台五丁目 18 番 9 号
株式会社ウェルディッシュ
代 表 取 締 役 小松 周平

愛知県名古屋市中区新栄二丁目 35 番 21 号
株式会社メディアート
代 表 取 締 役 間野 賢治

株式会社ウェルディッシュ（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社メディアート（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2025 年 6 月 26 日付で吸収合併契約を締結し、2025 年 7 月 31 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際して、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本合併の効力発生後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

事前開示の開始日以降に、上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書

株式会社ウェルディッシュ（本店所在地：東京都港区白金台5丁目18番9号。以下、「甲」という。）と株式会社メディアート（本店所在地：愛知県名古屋市中区新栄二丁目35番21号。以下、「乙」という。）とは、次のとおり、本契約書を締結する。

第1条（合併方式）

甲及び乙は、甲を存続会社とし、乙を消滅会社として、合併する（以下、「本件合併」という。）。

第2条（合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2025年7月31日（以下、「本件効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第3条（存続会社の資本増加）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第4条（合併比率等）

乙は、甲の完全子会社であるから、甲は、本件合併に際して、甲の株式その他の金銭を乙の株主である甲に割当交付しない。

第5条（取締役の選任等）

本件効力発生日以降、甲の取締役については、本件効力発生日前に就任している甲の取締役が引き続きその職務にあたるものとする。

第6条（取締役の退職慰労金）

甲及び乙は、本件合併に際し退任する乙の取締役に対し、退職慰労金を支払わないことに合意する。

第7条（合併承認総会）

本件合併は、甲においては会社法第796条第3項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第8条（会社財産の引継）

甲は効力発生日において、乙の資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第9条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各々の業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ他方当事者と協議のうえこれを実行する。

第10条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ本件合併の条件を変更するか、または、本契約を解除することができる。

第11条（合併契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の許認可を条件として効力を生じる。

第12条（本契約規定以外の事項）

甲及び乙は、本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項について、本契約の趣旨に従って、協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

2025 年 6 月 26 日

(甲) 東京都港区白金台 5 丁目 18 番 9 号
株式会社ウエルディッシュ
代表取締役 小松周平

(乙) 愛知県名古屋市中区新栄二丁目 35 番 21 号
株式会社メディアート
代表取締役 間野賢治

決 算 報 告 書

(第 27 期)

自 令和 5年10月 1日
至 令和 6年 9月30日

株式会社 メディアート

貸 借 対 照 表

令和 6年 9月30日 現在

株式会社 メディアート

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	128,607,272	【流動負債】	61,971,097
現 金 及 び 預 金	62,905,874	買 掛 金	7,978,670
売 掛 金	16,080,615	1年以内返済長期借入金	2,040,000
商 品	18,587,032	未 払 費 用	4,646,953
前 渡 金	15,638,520	未 払 法 人 税 等	10,276,500
立 替 金	29,980	未 払 消 費 税 等	379,200
前 払 費 用	1,789	前 受 金	35,546,500
短 期 貸 付 金	14,720,000	預 り 金	1,103,274
未 収 入 金	933,462	【固定負債】	5,610,000
貸 倒 引 当 金	-290,000	長 期 借 入 金	5,610,000
【固定資産】	99,370,412	負 債 の 部 合 計	67,581,097
【有形固定資産】	43,198,492	純 資 産 の 部	
建 物	31,419,073	【株主資本】	160,396,587
建 物 附 属 設 備	1,334,422	資 本 金	10,000,000
機 械 装 置	1,661,400	利 益 剰 余 金	150,396,587
車 両 運 搬 具	954,676	そ の 他 利 益 剰 余 金	150,396,587
工 具 器 具 備 品	2	繰 越 利 益 剰 余 金	150,396,587
土 地	7,828,919		
【投資その他の資産】	56,171,920		
会 員 権	6,150,000		
長 期 貸 付 金	20,000,000		
リ サ イ ク ル 預 託 金	21,920		
学 校 債	30,000,000	純 資 産 の 部 合 計	160,396,587
資 産 の 部 合 計	227,977,684	負 債 及 び 純 資 産 合 計	227,977,684

損 益 計 算 書

自 令和 5年10月 1日
至 令和 6年 9月30日

株式会社 メディアート

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	262,972,380	
売 上 高 合 計		262,972,380
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	2,499,996	
当 期 商 品 仕 入 高	126,876,097	
合 計	129,376,093	
期 末 商 品 棚 卸 高	18,587,032	
売 上 原 価		110,789,061
売 上 総 利 益 金 額		152,183,319
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		105,081,564
営 業 利 益 金 額		47,101,755
【営業外収益】		
受 取 利 息	7,119	
雑 収 入	3,626,320	
家 賃 収 入	1,320,000	
営 業 外 収 益 合 計		4,953,439
【営業外費用】		
支 払 利 息	122,866	
雑 損 失	5,696,370	
営 業 外 費 用 合 計		5,819,236
経 常 利 益 金 額		46,235,958
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 益	1,343,265	
特 別 利 益 合 計		1,343,265
税引前当期純利益金額		47,579,223
法人税・住民税及び事業税		17,021,990
当 期 純 利 益 金 額		30,557,233